

令和6年(厚)第439号

令和7年7月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、乳癌(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、これらを「障害給付」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、主位的な障害認定日による請求について、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、障害認定日である令和○年○月○日現在の請求人の本件傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に規定する障害等級1級及び2級の障害並びに厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に規定する障害等級3級の障害の程度に該当しないとの理由により、障害給付を支給しない旨の処分をした(以下「不支給処分」という。)

そして、厚生労働大臣は、予備的な事後重症による請求について、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、裁定請求日における請求人の本件傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に定める程度に該当するとして、受給権を取得した年月を同年○月とする障害等級3級の障害

厚生年金を支給し、もって、これを超える障害給付は支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 障害等級2級の障害厚生年金は、障害の状態が国年令別表(障害等級1級及び2級の障害の程度を定めた表)に定める2級の程度に該当しなければ、支給されないこととなっている。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件の場合、請求人の本件傷病に係る障害認定日請求に対する不支給処分については、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分を不服とし、裁定請求日を受給権発生日とする障害等級2級の障害給付の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、裁定請求日当時における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が国年令別表に定める2級の程度に該当しないと認めることができるかどうかということである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 (略)

2 以下、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級2級の障害給付が支給される障害の状態を定めているが、請求人の本件傷病による障害の状態に関わるものとしては、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められ

る状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が挙げられる。

- そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えものである。
- (2) 障害認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によると、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行つてはいけないうもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとされている。
- (3) 本件障害の状態は、障害認定基準の第3第1章「第16節／悪性新生物による障害」の認定基準及び認定要領に基づいて認定されるのが相当であるところ、これによると、悪性新生物による障害の程度は、組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像検査等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考にして、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必

要とするものであつて、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、悪性新生物による障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として「衰弱又は障害のため、一般状態区分表(注：これは本件診断書の一般状態区分表のAないしオと同じ内容のものである。)のエ又はウに該当するもの」が掲げられている。そして、悪性新生物による障害の程度の認定において、全身衰弱と機能障害とを区別して考えることは、悪性新生物という疾患の本質から、本来不自然なことが多く、認定に当たっては組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像診断等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定するとされている。

- (4) 本件診断書によれば、請求人は、令和〇年〇月〇日に右乳房全摘術及び腋窩リンパ節郭清術が行われた後、術後ホルモン療法を行っていたが、令和〇年〇月に肝腫瘍が指摘され、肝生検にて乳癌転移と診断され、本件傷病が再発したことが確認され、エンハーツ(抗がん剤)の治療が行われていることが認められ、その他の障害の症状として、全身の倦怠感、吐き気、嘔吐、食欲不振、手足のしびれ、関節の痛み、腕の動きの制限、全身のむくみ、ほてり、発汗、肝周囲の激痛及び抑うつ症状の自覚症状があり、他覚所見は、抗がん剤の副作用による倦怠感、嘔気、食欲低下があり、肝転移による肝周囲の痛みが強く、その他、抗がん剤による閉経に伴うほてり、のぼせ、発汗などの更年期症状が認められるとされ、障害の程度を表す一般状態区分は「エ 身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外へ

の外出などがほぼ不可能となったもの」と評価され、検査成績における血液・生化学検査（検査日：令和○年○月○日）については、赤血球数が「 3.46 万/ μ L」、ヘマトクリット値が「 33.0% 」と一般的な基準値よりやや低値を示し、肝逸脱酵素であるAST及びALTの値はそれぞれ 56 、 72 と軽度上昇しており、血清アルブミン値は「 3.4 g/d L」とされ、これは、障害認定基準の第3第1章「第13節／肝疾患による障害」の認定要領に照らすと、中等度の異常として認められる。そして、医師回答によれば、令和○年○月○日現症に係る請求人の悪性腫瘍におけるPerformance Statusの程度は、「5」（病状を考慮した看護および定期的な医療及び看護が必要（日常の行動において、病状に依じての介助が必要））とされているものの、「抗がん剤の副作用および、肝転移からくる疼痛、倦怠感から日中の 50% 以上は就床している。」とされ、また、本件診断書の予後欄では「約1年」とされ、請求人は本件診断書の現症日の約10か月後に死亡していること等の事情も考慮して、総合的に判断すると、本件障害の状態は、上記悪性新生物による障害で障害等級2級に相当すると認められる例示に該当し、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度に至っていると認められる。

- (5) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度に該当すると認めるのが相当であり、これと判断を異にする原処分は取り消されるべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。